

議案第121号

上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について

上越市使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

上越市使用料の徴収に関する条例（昭和46年上越市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表(1)イの表清里中学校屋外運動場の項を削り、同表備考4を削り、同表備考5中「、備考2及び備考4の規定のうち複数のものに」を「及び備考2のいずれにも」に改め、同表中備考5を備考4とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。